

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県高山市新宮町三三二八番地二、最後の住所岐阜県高山市石浦町五丁目一一番地
三 被相続人 亡 糸藤 洋志
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十九日
岐阜県郡上市八幡町城南町二一八番地一
尾藤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤井 幹恒

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県熱海市梅園町一七番、最後の住所静岡県熱海市梅園町一七番七号
被相続人 亡 加藤 七生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十九日
静岡県沼津市吉田町三〇番七号高木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高木 登

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区外新町一丁目一四番地、最後の住所名古屋市中川区赤塚町二五番地 G R A N D 風
被相続人 亡 尾原 成美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十九日
名古屋市中西区市場木町四七三番地 弁護士 名古屋市西市区市場木町四七三番地 弁護士 法人北見法律事務所
相続財産清算人 弁護士 北見 拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市三葛無番地、最後の住所大阪府東住吉区住道矢田九丁目一八番七号
やすらぎ東住吉 被相続人 亡 西尾トシ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

大阪府中央区大手前一丁目七番三二一号大阪マリーチャンドライズ・マートビル五階
相続財産清算人 弁護士 杉本 真憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県丹波篠山市小立一七八番地、最後の住所大阪府高石市綾園一丁目一二番三〇五〇九号
被相続人 亡 垣内 篤
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十九日
大阪府中央区瓦町三丁目四番九号フカキ瓦町ビル三階
相続財産清算人 弁護士 堀 政哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市福良丙八六番地、最後の住所兵庫県南あわじ市福良丙九二番地一一一
被相続人 亡 泊 さつき
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十九日
事務所兵庫県明石市相生町一丁目二番三四号 佐藤ビル きょうどう法律事務所
相続財産清算人 弁護士 三好登志行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県八頭郡八頭町郡家二六六番地、最後の住所鳥取県鳥取市卯垣四丁目一六二番地
被相続人 亡 山根多佳志
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十九日
鳥取県鳥取市栄町二〇五番地 弁護士法人 おおるり法律事務所
相続財産清算人 弁護士 加藤由利子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県境港市花町四三番地、最後の住所鳥取県境港市花町四三番地
被相続人 亡 坂上 千里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十九日
鳥取県米子市東福原一―一二二 米子ウエストビル四階 住法律事務所
相続財産清算人 弁護士 住 真介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市大社町修理免五八二番地、最後の住所島根県出雲市大社町修理免五八二番地
被相続人 亡 曾田 進
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十九日
島根県出雲市駅南町二丁目二番地一だるまビル二階 弁護士法人山陰リーガルクリニックス出雲事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井一一四七番地、最後の住所岡山県津山市院庄二六二番地 院庄住宅八号
被相続人 亡 甲斐 紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十九日
岡山県津山市南新座三四番地アリコペール・しんざ二〇一 弁護士法人アソシエーション つやま飯綱浩二法律事務所
相続財産清算人 弁護士 津田 真臣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区亀山南五丁目二九番、最後の住所広島市安佐北区可部町大字勝木一八八番地九三
被相続人 亡 石田 智明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月十九日

広島市安佐北区口田四丁目一番八二〇一 号山本ビル
相続財産清算人 司法書士 菅井 之央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市鞆町後地二〇五二番地、最後の住所広島県福山市鞆町後地二〇五二番地
被相続人 亡 片岡 俊英
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十九日
広島県福山市南蔵王町三丁目七番三六号
相続財産清算人 司法書士 藤井 康章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市室屋町三丁目一番地一、最後の住所広島県東広島市高屋町小谷二七五一番地九〇
被相続人 亡 重見 豊
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月十九日
広島県東広島市黒瀬町上保田三九番地阪本司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 阪本 浩明

第26期決算公告		令和8年8月19日
英領西ケイマン諸島、グランド・キャニオン・ハウス・オブ・フレイム		ケイマン諸島、グランド・キャニオン・ハウス・オブ・フレイム
貸借対照表の要旨		令和7年11月30日現在
科 目	金 額 (千円)	
	資 産	負債・純資産合計
資産部	流動資産	137,703,682
	固定資産	23,043,515
資産合計		160,747,197
負債及び純資産部	流動負債	150,247,277
	固定負債	10,084,722
負債合計		385,058
純資産		106
剰余金		384,951
評価・換算差額等		30,140
負債・純資産合計		160,747,197